別紙様式第十五の三　（平23財令96・追加、令元財令９・令２財令68・一部改正）

根拠法規：外国為替の取引等の報告に関する省令
提出部数：財、費、表

財務大臣殿
（日本銀行経由）

証券の貸借取引の残高に関する報告書

記載項目				
取引種類	証券発行体の区分	対象証券	残高（百万円未満切捨て）	新規区分

報告年月日：
報告者：
　居住又は住所
　及び代表者の氏名
　報告者の区分（該当欄に○）
　　1．銀行　2．その他金融機関　3．その他
　住所又は所在地
　登録者の氏名
　担当者氏名（電話番号）

（外貨証券：百万円未満切捨て、円貨証券：億円単位）

非居住者投資家の所在国又は地域（非居住者発行の証券）			証券発行体の所在国又は地域（非居住者発行証券）			証券種類	銘柄種別コード	売買区分	年末残高	通貨コード		

（記入要領）
1　楷書により記入すること。
2　「責任者の役名」欄には、報告の提出について検査された者の役名を記入すること。
3　本報告書は、外貨証券（法第６条第１項第１号に規定する証券をいう。）及び円貨証券（法第６条第１項第２号に規定する外貨証券以外の証券をいう。）に係る非居住者との間の貸借取引の年末残高を記入すること。
4　「共通項目」及び「明細項目」におけるコード番号は、別添のコード表の記載に従い記入すること。
5　本報告書は、「共通項目（取引種類から新定仮分まで）」欄の内容が異なるごとに別表として作成すること。
6　外貨証券に係る報告については米ドルに換算の上百万米ドル単位で、円貨証券に係る報告については億円単位で記入すること（単位未満四捨五入）。
7　本邦に所在する銀行等又は金融商品取引業者を経由して非居住者と行なった証券貸借取引の年末残高を除いて報告すること。ただし、当該取引の依頼を受けた銀行等又は金融商品取引業者は、当該取引の年末残高を含めて報告すること。
8　記入欄が不足する場合は、本様式を用いて次葉として報告すること。

（日本産業規格Ａ３）

【報告書裏面】

【共通項目】

【注1】

取引種類	
コード	定義
４０	居住者の証券借入の残高
４２	居住者の証券貸付の残高

【注2】

証券発行体の区分		
コード		定義
０１	外貨証券：	非居住者発行
０２	外貨証券：	居住者発行
０３	円払証券：	非居住者発行
０４	円払証券：	居住者発行

【注3】

対象年	
YYYY	西暦年（４桁）

【注4】

報告者コード	
コード	定義
（５桁）	日本銀行が通知する５桁コード

【注5】

勘定区分（信託勘定保有銀行等）	
コード	定義
００	銀行勘定
１０	信託勘定
<ブランク>	信託勘定を保有しない報告者

【明細項目】

【注6】【注7】【注8】【注9】【注10】【注11】

非居住者投資家の所在国又は地域（居住者発行円払証券）		証券発行体の所在国又は地域（非居住者発行証券）		証券種類			長短区分		年末残高	原通貨コード	
コード	定義	コード	定義	名称	証券種類コード	定義	コード	定義		コード	定義
（３桁）	本省令別表第２に定める国又は地域番号	（３桁）	本省令別表第２に定める国又は地域番号	証券種類名称を記入	５１０	株式	００	１年超（１年超）		（３桁）<下記参照>	
					５２０	国債	０１	当初１１年以内			
					５９０	その他債券（事業債等）	<ブランク>	株式			
					５９５	その他の証券					

【注11】

通貨名称	コード	通貨名称	コード	通貨名称	コード	通貨名称	コード	通貨名称	コード
日本円	101	イラン・リアル	117	シンガポール・ドル	133	バーレーン・ディナール	149	モロッコ・ディルハム	161
アメリカ・ドル	102	インド・ルピー	118	新台湾ドル	134	パプアニューギニア・キナ	150	ルクセンブルク・フラン	166
ベルギー・フラン	103	インドネシア・ルピア	119	スペイン・ペセタ	135	バングラデシュ・タカ	151	ルーマニア・レイ	167
カナダ・ドル	104	バヌアツ・バツ	120	スリランカ・ルピー	136	フィジー・ドル	152	ロシア・ルーブル	168
中国元	105	ベネズエラ・ボリーバル	121	スロバキア・コルナ	137	フィリピン・ペソ	153	ＥＣＵ	169
フランス・フラン	106	オーストラリア・ドル	122	セーシェル・ルピー	138	フィンランド・マルカ	154	ＳＤＲ	170
ドイツ・マルク	107	オーストリア・シリング	123	タイ・バーツ	139	ブラジル・レアル	155	ユーロ	171
イタリア・リラ	108	オマーン・リアル	124	タジキスタン・ソモニ・ラジン	140	ブルネイ・ドル	156	チリ・ペソ	172
オランダ・ギルダー	109	カタール・リアル	125	チェコ・コルナ	141	ペルー・ヌエボ・ソル	157	ハンガリー・フォリント	173
スウェーデン・クローネ	110	韓国ウォン	126	デンマーク・クローネ	142	ポルトガル・エスクード	158	ポーランド・ズロチ	174
スイス・フラン	111	ギリシャ・ドラクマ	127	トリニダード・トバゴ・ドル	143	香港ドル	159	ルワンダ・フラン	175
スターリング・ポンド	112	クウェート・ディナール	128	トルコ・リラ	144	マレーシア・リンギット	160	イスラエル・シェケル	176
アイルランド・ポンド	113	ケニア・シリング	129	ナイジェリア・ナイラ	145	南アフリカ・ランド	161	カンボジア・リエル	177
アラブ首長国連邦ディルハム	114	コロンビア・ペソ	130	ニュージーランド・ドル	146	ミャンマー・チャット	162	ベトナム・ドン	178
アルゼンチン・ペソ	115	サウジアラビア・リアル	131	ノルウェー・クローネ	147	メキシコ・ペソ	163	ラオス・キップ	179
イラク・ディナール	116	ヨルダン・ディナール	132	パキスタン・ルピー	148	モーリシャス・ルピー	164	その他	999

【注１】 取引種類　　居住者の証券の借入を「４０」、貸付を「４２」として記入すること。
【注２】 証券発行体の区分　　外貨証券においては非居住者発行のものを「０１」、居住者発行のものを「０２」とし、円払証券では非居住者発行のものを「０３」、居住者発行のものを「０４」として記入すること。
【注３】 対象年　　対象年を西暦（４桁）で記入。
【注４】 報告者コード　　日本銀行（国際局）が通知する５桁コードを記入すること。
【注５】 勘定区分　　信託勘定を保有する銀行等における銀行勘定を「００」、同信託勘定を「１０」として記入すること（信託勘定を保有しない報告者はブランク）。
【注６】 非居住者投資家の所在国又は地域　　居住者発行円払証券については、取引の相手方の所在国又は地域を本省令別表第２に定める国又は地域番号により記入すること。
【注７】 証券発行体の所在国又は地域　　非居住者発行証券については、当該証券の発行体の所在国又は地域を本省令別表第２に定める国又は地域番号により記入すること。
【注８】 証券種類　　外貨証券、円払証券とも証券種類名称を記入すること。
【注９】 長短区分　　負債性証券等について原契約期間が１年を超えるものを中長期（００）、１年以内のものを短期（０１）とすること。
【注10】 年末残高　　年末残高について、外貨証券の残高に係る報告については米ドルに換算のうえ百万米ドル単位で、円払証券の残高に係る報告については億円単位で記入すること（単位未満四捨五入）。
【注11】 原通貨コード　　証券の表価通貨をコード表に従い記入すること。

（注）本報告書の提出に際しては、この裏面を転写することは要しない。